

## 投稿規程

平成 25 年 4 月 1 日  
平成 25 年 10 月 30 日  
平成 28 年 2 月 20 日  
平成 31 年 4 月 20 日改正  
令和 2 年 10 月 3 日改正  
令和 4 年 7 月 9 日改正  
令和 4 年 12 月 3 日改正

### (目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 4 条に定める事業に基づき、本会が発行する会誌及び情報誌（以下、「会誌等」という。）へ投稿するための基準を定める。

### (資格)

第 2 条 会誌等に投稿できるのは、本会会員に限られる。

2 前項に関わらず、次の各号の要件を満たす場合は投稿することができる。

- (1) 診療放射線技師養成校の学生であって、本会会員が共著者である場合
- (2) 外国籍で診療放射線技師免許を有する者が投稿する場合
- (3) 前各号以外の非会員が 1 編につき本会会費額の 1/2 の投稿料を納めた場合

3 前項3号の投稿料は採択の有無にかかわらず返還しない。

4 共著者は投稿料を要しない。

### (著作権)

第 3 条 掲載原稿の著作権は本会の著作物の管理に関する規程に基づき運用する。

### (執筆者の責務)

第 4 条 投稿原稿の内容は、放射線診療に関わる予防・診断・治療の技術に関連のある領域とし、未発表のものに限る。

2 投稿論文は基礎研究、応用研究のいずれにおいても生命倫理に十分な配慮がなされたものであって、論文の内容に関しては全著者が最終責任を負うものとする。

3 著者は、投稿に際して、捏造、改ざん、盗用、法令違反等の不正行為をしてはならない。

4 著者は掲載原稿と類似内容の既報あるいは他誌への投稿が存在する場合には、当該原稿との相違点を別途書面にて説明することを要する。

- 5 著者は、利益相反に関する情報は全て開示しなければならない。
- 6 掲載内容に関して不正行為が存する場合の説明責任は著者にあるものとし、本会は一切関与しない。

(投稿の種類)

第5条 投稿の種類は以下のように分類する。

- (1) 原著  
独創性に富み、目的結論等が明確な研究論文
- (2) 総説  
特定の研究領域に関して、特定の視点に基づいて体系的にまとめたもの
- (3) 速報  
速やかに掲載する必要がある独創的な研究報告
- (4) 報告  
放射線技術学的意義のある調査又は興味深い重要な症例の報告
- (5) ノート  
新しい装置、技術、製品等の開発・評価等に関するもの
- (6) 資料  
調査資料、技術的な要素を取りまとめたもの等、研究、技術の参考になるもの
- (7) 解説  
技術、原理もしくは基礎的な要素を他の文献を参考にまとめたもの  
ただし、装置やソフトウェアの開発や使用等にあたり解説したものは技術解説とする
- (8) その他  
第1号から第7号のいずれにも属さず、講演記録、誌上講座、寄稿文等、編集委員会  
が掲載を承認したもの

(投稿方法)

第6条 投稿する場合は、オンライン投稿システムを用いて投稿するものとする。

- 2 著者は投稿原稿の複製データを掲載決定まで保存するものとする。

(記載方法)

第7条 原稿の記載は別に定める投稿要領に準じて行うものとする。

(原稿の受付)

第8条 受付日は編集委員会が本規程に則していると判断した日付けとする。

(審査と最終受理)

第 9 条 受付た原稿は編集委員会が指名した複数の査読者によって慎重かつ厳正に審査される。

2 査読審査は 2 回を限度とする。ただし、第 5 条第 7 号及び第 8 号の場合は原則として査読を行わない。

3 原稿の採否は、査読者の意見を参考にして編集委員会で決定し、当該日を最終受理日とする。

(校正)

第 10 条 著者の校正は原則 2 回までとし、指定期日までに返送しなければならない。期限に遅れた場合には編集委員会の校正をもって校了とする。

2 原稿になかった字句及び図版の修正は認めない。

(印刷)

第 11 条 会誌等に掲載された論文は、別刷りで執筆者に 20 部を進呈する。

2 前項に追加しての別刷りは有償とし、実費は著者の負担とする。なお、追加の別刷りが必要な場合は著者の校正時に申し出ることとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は理事会の承認によって行う。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規程は、平成 31 年 4 月 20 日から施行する。

4 この規程は、令和 2 年 10 月 3 日から施行する。

5 この規程は、令和 4 年 7 月 9 日から施行する。

6 この規程は、令和 4 年 12 月 3 日から施行する。